

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 観光商工部  
商工労働課、観光課、ふるさと物産振興課、競輪事務所

3 監査の期間 令和5年1月12日（木）～令和5年3月16日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

- ① 会計年度任用職員の週休日の振替処理誤りにより、時間外勤務手当が未支給となっているものがあった。  
(ふるさと物産振興課)

会計年度任用職員への誤支給については、前回も発見した不備事項である（前回は給料）。  
マニュアルや関係部局への確認等により適正な事務処理を行い、再発防止に努められたい。

2. 契約事務

- ① 令和4年度展海峰（コスモス期）駐車場交通誘導等業務委託契約において、佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。  
(観光課)
- ② 令和4年度展海峰（コスモス期）駐車場交通誘導等業務委託変更契約（随意契約）において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第8条第2項で「随意契約によるときは、最低制限価格を設定しないものとする。」と規定されているにもかかわらず、最低制限価格を設けていた。  
(観光課)

契約事務の執行については、規則等を再確認し、決裁権者が責任をもって、適正に処理されたい。